

令和5年度 第1回 静岡県私立学校審議会会議録（要旨）

日 時	令和5年8月9日（水） 午前10時から午前11時30分まで
場 所	県庁別館特別第2会議室（静岡市葵区追手町9-6） ※対面とオンライン併用による開催
出席者 職・氏名	委 員 鈴木一雄（会長）、大貫ななみ、荻原利江、北脇保之、坂野史子 ※、 渋江かさね※、十鳥ゆりか、杉山誠一（第3部会長）、鈴木里美※、 鈴木啓之 ※、高田学、千葉一道（第2部会長）、吉永清貴 ※オンライン出席 事務局 村松スポーツ・文化観光部長、縣総合教育局長、渡邊私学振興課長、 白鳥参事兼課長代理、大瀧班長、井澤主査、羽田主任、名波主事、 木下主事
議 題	諮問事項等の審議について
配付資料	次第、委員名簿、座席表、議案、附属資料

1 審議事項

(1) 認可事項

- 第1号議案 キラリ高等学校の収容定員に係る学則変更認可について
 第2号議案 伊東聖母幼稚園の廃止認可について
 第3号議案 有度幼稚園の廃止認可について
 第4号議案 専門学校 浜松デザインカレッジの廃止認可について

(2) 承認事項

- 事前審査1 (仮称)静岡学園なごみ高等学校（通信制課程）の学校設置計画について
 事前審査2 沼津中央高等学校（通信制課程）の設置計画について
 事前審査3 飛龍高等学校（通信制課程）の設置計画について

2 審議内容（要旨）

(1) 諮問事項

第1号議案

議案書等に基づき、事務局から説明した。

第1部会としては、7月31日に開催した部会において審議したところ、今後も増加が見込まれる不登校経験者や、発達障害を抱える生徒を受け入れるため、現在の収容定員1,200人を、1,500人に増員するものであり、認可は妥当と判断したことを報告した。

特に質疑もなく、全員異議なく、「認可を答申」と決定した。

第2号議案

議案書等に基づき、事務局から説明した。

第2部会としては、第2号議案について、7月11日に開催した部会において審議したところ、園児減少により存続が困難になっていた幼稚園について、令和5年3月31日を持ち、卒園や他園への転園により在籍園児がいなくなり、4月から保育を停止している幼稚園を廃止するものであり、認可は妥当と判断したことを報告した。

北脇委員から、廃止後の幼稚園の土地や建物の取り扱いについて質疑があり、事務局から、建物は法人にて解体処分を行い、土地は宗教法人カトリック横浜司教区に売却する予定と回答した。

全員異議なく、「認可を答申」と決定した。

第3号議案

議案書等に基づき、事務局から説明した。

第2部会としては、第3号議案について、7月11日に開催した部会において審議したところ、幼稚園から幼保連携型認定こども園へ移行する園については、幼稚園の廃止を行う必要があることから認可は妥当と判断したことを報告した。

鈴木会長から、認定こども園への移行時期が9月1日と年度途中であることについて質疑があり、事務局から、文部科学省に確認したところ制度的には問題がなく、他県でも同様の事例があり、運営上、制度上、問題ないことが確認されていると回答した。

全員異議なく、「認可を答申」と決定した。

第4号議案

議案書等に基づき、事務局から説明した。

第3部会としては、7月28日に開催した部会において審議したところ、同系列の学校に実質的な統合を図るもので、生徒は令和3年度入学生から募集の停止を行い、令和4年度をもって全員卒業したため、認可は妥当と判断したことを報告した。

特に質疑もなく、全員異議なく、「認可を答申」と決定した。

(2) 審査事項

事前審査1

議案書等に基づき、事務局から説明した。

第1部会としては、7月31日に開催した部会において審議したところ、令和5年3月に開催された私立学校審議会において、屋内運動場の面積、特別教室の設備や保健室の日照、採光、通風等について、十分に考慮されていないなどの問題点が指摘されたが、今回、これらの問題について改善されていることが確認され、授業時間数、教職員、施設の状況等について基準を満たす設置計画であることから、承認は妥当と判断したことを報告した。

鈴木(啓)委員から、通信制高校が県内にいくつ存在するのか質疑があり、事務局から、静岡県が認可もしくは設置した学校は公立が1校、私立が1校の合計2校であり、他県が認可した広域制通信高校のサポート校約25校が確認されていると回答した。

鈴木会長から、令和6年の入学生の見込みについて質疑があり、事務局から、新入

生や他校からの受け入れを予定していると回答した。

高田委員から、通信制高校の適正な生徒数について、県としてどの程度を検討しているのかと質疑があった。事務局から、令和5年3月県内の中学校を卒業し、県外に拠点のある広域通信制を含む通信制高校に2,124人が進学した。少なくともこうした生徒が、県の指導監督権限の及ぶ通信制高校に進学できるまで広げてもいいのではないかと回答した。

全員異議なく、「学校設置計画の内容は妥当」との結論を得た。

事前審査2

議案書等に基づき、事務局から説明した。

第1部会としては、7月19日に現地調査を行い、7月31日に開催した部会において審議したところ、教職員、施設の状況等について基準を満たす設置計画であることから、承認は妥当と判断したことを報告した。

高田委員から、資料には「全日制と通信制で、お互いの生徒が差別感を抱くことなく充実した学校生活を送るよう、生徒間の動線に十分配慮した環境整えることが必要」と記載があるが、実現に向け、県としてどのような助言、指導を行うか質疑があった。事務局から、時間帯や使用時期を工夫しながら全日制と通信制の生徒の動線に配慮するとの学校側からの説明があったため、そうした措置が適切に取られているか確認していくと回答した。

全員異議なく、「通信制課程設置の内容は妥当」との結論を得た。

事前審査3

議案書等に基づき、事務局から説明した。

第1部会としては、7月19日に現地調査を行い、7月31日に開催した部会において審議したところ、教職員、施設の状況等について基準を満たす設置計画であることから、承認は妥当と判断したことを報告した。

鈴木会長から、全日制になじめなかった学生が、同じ学校の通信制に転入することで差別感が生まれる可能性があるため、配慮が必要ではないかとの質疑があった。事務局から、当校はかなり大きな建物施設を有しており、空き教室も多くあるため、既存施設の一部を使うとしても動線を工夫すれば特に問題はないと考えられる。スクーリングの実施方法や実施時期について、学校側も配慮していると回答した。

全員異議なく、「通信制課程設置の内容は妥当」との結論を得た。

議長が、全案件の審議が終了したことを報告し、閉会した。

令和5年8月9日

議事録署名人 北脇 保之

杉山 誠一